

大和市告示第182号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、ルネサンス鶴間における通所型介護予防事業・口腔ケア講習（ルネサンス鶴間）の手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年10月24日

大和市長 大 木 哲

- 1 受託者の名称 株式会社ルネサンススポーツクラブ事業本部
スポーツクラブ事業本部長 岡本 利治
- 2 受託者の所在地 東京都墨田区両国二丁目10番14号 両国シティコア8F
- 3 委託期間 平成25年10月11日から平成26年3月31日まで